

新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見等の防止に係る取組

令和3年5月

佐賀県立白石高等学校

【1】 策定の意義

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、自分自身や身近な人が感染者もしくは濃厚接触者等となった際に、正しい認識のもとに基本的な感染対策や対応について理解を深め、差別や偏見等が生じないように、十分な配慮を行うために本校における取組を策定した。

【2】 取組の内容

- (1) 教職員一人ひとりが新型コロナウイルスについて正しい知識と認識をもち、学校として基本的な感染症対策を行う。
- (2) 学校として感染症対策について共通理解の下、生徒に対して適切な指導を行うとともに、家庭・地域などと連携しながら本取組を周知する。
- (3) 各学級活動や特別活動、保健体育等の時間を活用し、県や文部科学省等の指導資料を活用した指導を行う。
- (4) そもそも、新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見はもとより、あらゆる事由による差別や偏見をなくすために人権意識を高め、育てる。
- (5) 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見等を受けた場合の相談体制の充実を図る。

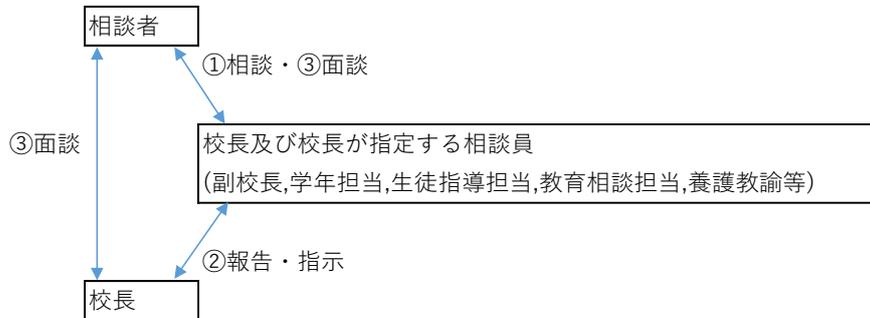
【3】 心のケアの充実について

- (1) 不安を感じた時には、身近な人や教職員相談できるよう、啓発を行う。
- (2) 感染症予防のために、運動、食事、休養、睡眠の調和のとれた生活を身に付けさせる。
- (3) 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、エビデンスに基づいた行動がとれるよう啓発を行う。
- (4) 生徒間相互の人間関係に加え、医療従事者や社会生活を支える人々への感謝や敬意を抱くことができるよう、指導を継続する。

【4】 相談体制

校長を委員長とした相談体制の下、各学年・学級において生徒の状況を随時、的確に把握し、情報共有しながら速やかに対応できる体制をとる。

校内相談体制



相談の流れ

- ① 相談者から相談を受けた相談員は、速やかに校長に報告をする。
- ② 校長は相談員に対して、情報収集の指示を出すとともに、相談者に対して適切なケアを図る。
- ③ 校長は必要に応じて、校長もしくは相談員による相談者との面談を行い、適切な指導を行う。
事実確認を行い、情報を共有し、再発の防止に努める。

【5】 資料（心の相談窓口）

心の相談窓口

児童生徒のみなさんへ 保護者のみなさんへ

佐賀県教育庁学校教育課生徒支援室

学校や家庭での生活の中で、一人で悩みや不安を抱えていませんか。また、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中で、「感染するかもしれない」「家族が病気になったら…」という心配や不安などはありませんか。

そんな時は一人で抱え込まずに、まずは身近な人に相談をしてみてください。心配事や悩みを話すことで心が少し楽になります。まわりに相談できる人がいない、相談しにくいと感じる人は各種相談窓口を利用してみてください。何気ない会話でも心は落ち着きます。

保護者の方も、お子様のことで心配なことなど、御相談ください。

【心の相談窓口】

- 心のテレホン 0952-30-4989 (24時間)
- いじめホットライン 0952-27-0051 (24時間)
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-078-310 (24時間)
- 子どもの人権110番 0120-007-110
(平日8:30~17:15)
- 佐賀こころの電話 0952-73-5556
(平日9:00~16:00)
- 佐賀県精神保健福祉センター 0952-73-5060
(平日8:30~17:15)
- 保健福祉事務所
佐賀中部保健福祉事務所 0952-30-1691
鳥栖保健福祉事務所 0942-83-3579
唐津保健福祉事務所 0955-73-4187
伊万里保健福祉事務所 0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所 0954-22-2105
(いずれも、平日8:30~17:15)
- 佐賀県自殺予防夜間相談電話 0120-400-337
(毎日 23:00~5:00)
- 佐賀いのちの電話 0952-34-4343 (24時間)
- 佐賀県教育センター(電話相談専用ダイヤル) 0952-62-2189
- ヤングテレホン(佐賀県警察少年サポートセンター) 0120-29-7867
(平日8:30~17:15)
- チャイルドライン(18歳までの子ども専用) 0120-99-7777
- 児童相談所虐待対応ダイヤル 189
- SNS相談(ネット検索) [厚生労働省 SNS相談](#) 🔍

(令和3年4月更新)